

亀岡市成年後見制度利用支援事業成年後見人等報酬助成要領

(趣旨)

第1条 この要領は、亀岡市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、要綱第6条に該当する者とする。ただし、要綱第2条第3号ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。
2 要綱第2条第3号ただし書の規定に定める親族は、対象者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹とする。

(助成対象経費)

第3条 報酬の助成対象となる経費は、平成20年4月1日以降に選任された成年後見人等に対する報酬であり、かつ平成24年4月1日以降の成年後見人等事務従事期間（以下「従事期間」という。）に係る報酬とする。ただし、要綱第2条第1号に基づく審判の請求により選任された成年後見人等に対する報酬は、この限りでない。
2 任意後見に係る報酬については、助成の対象としない。
(令4・一部改正)

(助成金額の範囲)

第4条 助成金額は、要綱第6条の範囲内とする。なお、被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「被後見人等」という。）が死亡した後に決定された報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成する。
2 要綱第6条に規定する「施設入所者」については、別記1のとおりとする。
3 助成対象期間は、従事期間のうち1年以内とする。ただし、従事期間の始期及び終期の属する月に1月未満の端数日が生じている場合は、助成対象期間に合算する。
4 第1項の規定に関わらず、従事期間の始期及び終期の属する月については、月額の上限額を日割計算した額を上限とする。また、施設入所以外の期間と施設入所の期間が混在する月については、施設入所以外の日数を要綱第6条に定めるその他の者の助成の上限額により日割計算した額と、施設入所の日数を要綱第6条に定める施設入所者の助成の上限額により日割計算した額を合算して、助成金額の上限とする。
(令4・追加)

(申請)

第5条 成年後見人等の報酬に係る助成を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、対象者又は対象者の代理人としての成年後見人等とする。
2 申請者が助成金の交付を受けようとするときは、成年後見人等の報酬助成金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。
(1) 対象者の収入状況が分かる書類（年金通帳の写し他）
(2) 対象者の資産状況が分かる書類（財産目録の写し他）
(3) 対象者の支出状況が分かる書類（収支予定表、領収書の写し他）
(4) 家庭裁判所に提出した後見事務報告書の写し
(5) 家庭裁判所による報酬付与の審判決定書の写し
(6) 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し
(7) その他市長が必要と認める書類
(令4・旧6条繰上・一部改正)

(申請の期間)

第6条 申請者は、前条に定める申請を行うにあたっては、成年後見人等事務従事期間の終期の日（以下「終期日」という。）と報酬付与の審判が確定した日（以下「確定日」という。）が同じ年度の場合は、当該年度中に申請し、終期日と確定日が異なる年度の場合は、確定日

が属する年度中に申請しなければならない。ただし、確定日が3月2日から3月31日までの場合は、当該確定日から30日以内に申請しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定にかかわらず、終期日と確定日が異なる年度の場合は、終期日から起算し1年以内に申請しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特段の事情があると認める場合は、申請者からの申請を受け付けるものとする。

(令4・旧7条繰上)

(交付)

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、これを審査し、助成の交付、不交付を決定し、成年後見人等の報酬助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による助成金の交付額の決定後、成年後見人等の報酬助成金請求書(様式第3号)による請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(令4・旧8条繰上・一部改正)

(報告義務)

第8条 助成金の支給を受けた者は、成年被後見人、被保佐人又は被補助人の資産状況及び生活状況等に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(令4・旧9条繰上)

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽その他不正な行為があったときは、既に助成を受けた額(以下「助成額」という。)の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、第8条の規定による助成決定以後、申請者が助成対象要件を満たさないと認めるときは、当該要件を満たさなくなった日までさかのぼって、助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(令4・旧10条繰上)

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(令4・旧11条繰上)

附 則

この要領は、平成25年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

別記1 第4条第2項に規定する「施設入所者」

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所する者
- 2 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第26項に規定する介護保険施設に入所する者
- 3 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条に規定する保護施設に入所する者
- 4 医療法第1条の5に規定する病院、診療所(ただし90日を超えて入院した場合に限る)に入院する者
- 5 前各号の類似施設で市長が特に認める施設に入所する者